



新型コロナウイルス感染症 支援一覧

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きな影響を受けています。市や東京都などの支援情報の一部を紹介します。掲載した支援の要件・内容など、詳しくはお問い合わせください。

個人向け

給付（うけとる）	家賃の支払いが困難な方 住居確保給付金	対象 離職・廃業・休業などに伴う収入の減少、また、自己の責によらない同等の収入の減少により住居を失うおそれのある方 給付額 家賃相当額（上限あり） 給付期間 原則3か月（要件を満たせば最長9か月）	問合せ こだいら生活相談支援センター（小平市社会福祉協議会） ☎042(349)0151
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	対象 ひとり親世帯で①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方、②公的年金などを受給しているため、児童扶養手当を受給していない方、③収入が児童扶養手当の水準に下がった方 基本給付 1世帯5万円、第2子以降は1人3万円を加算 ※①の対象者は申請不要です。②・③の対象者は申請が必要です。 追加給付 1世帯5万円（申請が必要です。） ※①・②の対象者（生活保護受給世帯は対象外）で、家計が急変し、収入が減少している方が対象です。	問合せ 子育て支援課 ☎042(346)9544 厚生労働省 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120(400)903
	傷病手当金	対象 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、療養のため仕事を休んだ方 支給額（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象日数（支給額の上限額あり）	▷74歳以下の国民健康保険加入者 問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529 ▷後期高齢者医療制度加入者 問合せ 広域連合お問合せセンター（東京都後期高齢者医療広域連合） ☎0570(086)519
	家計が急変し学費が払えない 日本学生支援機構 家計急変給付奨学金	対象 大学・短大・高専・専修学校在学の方 支給額 月額5,900円～75,800円 ※家計急変から3か月以内の申し込みが対象。 ※学業成績、家計基準など別途要件があります。	問合せ 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570(666)301
貸付	生活を立て直したい（主に失業者） 総合支援資金	貸付上限額 複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	問合せ 厚生労働省 全国共通相談ダイヤル ☎0120(46)1999 小平市社会福祉協議会 ☎042(344)1217
	一時的に資金が必要（主に休業者） 緊急小口資金	貸付上限額 10万円以内、特別に認められた場合20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	
支援	就学援助準要保護世帯 給食費相当額を支給	対象 就学援助の準要保護認定を受けた世帯 支給額 学校臨時休業期間中などの学校給食費に相当する額 ※就学援助は、随時申請を受け付けています。	問合せ 学務課 ☎042(346)9570
	住民税・固定資産税 など	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある方は、納税が猶予される場合があります。 ※納期限までに申請する必要があります。	問合せ 収納課 ☎042(346)9527
猶予・減免	国民健康保険税 ・ 後期高齢者医療保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、もしくは、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のいずれかが大幅に減少が見込まれる世帯は、減免を受けられる場合があります。	問合せ 保険年金課 ▷国民健康保険税について ☎042(346)9530 ▷後期高齢者医療保険料について ☎042(346)9538
	国民年金保険料	失業や事業の廃止、休止などの理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料免除や猶予の申請ができます。	問合せ 保険年金課 ☎042(346)9531
	介護保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が大幅に減少したなどの場合、減免を受けられる場合があります。	問合せ 高齢者支援課 ☎042(346)9510
水道料金・下水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に支払いが困難な事情がある方は、猶予を受けることができます。 ※個人、法人のすべての方が対象。	問合せ 東京都水道局多摩お客さまセンター ☎0570(091)101	

事業者向け

給付（うけとる）	売上が20%以上50%未満減少 小平市中小企業等 家賃支援給付金	対象 令和2年4月と5月の売上が前年同月比で20～50%減少している事業者 ※個人事業主（フリーランス含む）、医療法人、特定非営利活動法人なども対象 給付額 1事業者につき上限30万円（月15万円を2か月分）	問合せ 産業振興課 ☎042(346)9534
	売上が50%以上減少 持続化給付金	対象 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 給付額（上限） 中小法人等200万円、個人事業者等100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限です。	問合せ 経済産業省 持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570
	家賃支援給付金 （経済産業省）	対象 令和2年5月から12月の売上高が1か月で前年同月比50%以上減少している、または連続する3か月の合計で前年同月比30%以上減少している事業者 給付額（上限） 中小法人等600万円、個人事業者等300万円	問合せ 経済産業省 家賃支援給付金コールセンター ☎0120(653)930
貸付	小平市 小口事業資金・小口零細企業資金融資あっせん制度（緊急運転資金）	対象 常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）で、申込金額とすでに信用保証協会の保証を受けている融資の残高との合計が2,000万円までの個人または法人（NPO法人を含む） 融資限度額 300万円 返済期限 36か月 利率 1.66%または1.86%（実質負担0.50%または0.56%）	問合せ 産業振興課 ☎042(346)9534



災害時、頼りになるのは地域の方 自治会に参加しませんか

令和元年5月に行われた炊き出し訓練

自治会は、地域の人たちが集まって運営し、親睦やお祭り、防犯・防災などの活動をしています。困った時に互いに助け合う関係を、自治会を通して築いてみませんか。

人との交流が制限されていても 地域の孤立を防ぐために

新型コロナウイルス感染症の拡大で人との交流が難しい状況下では、外出する機会が減り、地域から孤立しやすくなります。栄町あんず自治会では、黄色いハンカチ訓練（災害発生時、家族の無事を地域に知らせるために家の前に黄色いハンカチを掲げる訓練）や、自治会ニュースの配布など、人との接触に気をつけながら地域の安否確認訓練や情報提供の活動をしています。災害時は、安否確認や地域情報の共有が難しくなります。人との交流に気をつけるときだからこそ、地域で助け合う環境を作りませんか。



黄色いハンカチ訓練

65歳以上の方や認知症に関心がある方

講座に参加して元気に過ごしましょう

9月～11月コース

気軽に元気アップ介護予防講座

介護を必要とせず、自立した生活を長く続けるために、健康運動指導士などの講話や簡単な体操、筋力をつける運動をします。

日程 ▷中島地域センター…第2・第4木曜日 午前10時～11時
▷小川町一丁目地域センター…第2・第4水曜日 午後2時～3時
▷上水新町地域センター…第2・第4金曜日 午後2時～3時
▷上水本町地域センター…第1・第3木曜日 午後2時～3時
▷ほのぼの館…第2・第4火曜日 ①午前10時～11時、②午後1時30分～2時30分
▷元氣村おがわ東…第1・第3木曜日 午前10時～11時
▷福祉会館…第2・第4月曜日 午後2時～3時
▷喜平図書館…第1・第3火曜日 ①午前9時30分～10時30分、②午前11時～正午
▷御幸地域センター…第2・第4火曜日 午前10時～11時
▷鈴木地域センター…第2・第4火曜日 午前10時～11時
▷大沼地域センター…第2・第4金曜日 午前10時～11時
▷さわやか館…第2・第4火曜日 午後2時～3時
▷花小金井南公民館…第1・第3金曜日 午前10時～11時
※各全6回。駐車場はありません。

対象 市内在住で65歳以上の方 定員 各10人程度
持ち物 水分補給用飲料、フェイスタオル、筆記用具
申込み 7月31日(金)まで（消印有効）に、はがきに「介護予防講座希望」と明記し、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、希望する会場（ほのぼの館、喜平図書館は時間（①・②）も記入）1か所を記入のうえ、問合せ先へ（ファクシミリ・電子メール可、応募多数の場合は抽選し、結果は8月18日(火)に全員に通知を発送）※高齢者支援課（健康福祉事務センター1階）にある申込用紙からも申し込みめます。
※8月7日(金)午後2時から、福祉会館4階小ホールで抽選します。抽選は、見学できます。

自治会に参加するには

◆住む地域の自治会長へ申込み

自治会長の連絡先や住む地域の自治会の紹介など、問合せ先で確認できます。また、小平市ホームページで公開している自治会マップでは、住む場所がどの自治会に属しているのか、地図で確認できます。



小平市
ホームページ

◆住む地域に自治会がない方は

住む地域に自治会がない方は、自治会を結成できます。結成方法など、詳しくはお問い合わせください。また、結成方法などをまとめた自治会ハンドブックもあります。※自治会ハンドブックは、市民協働・男女参画推進課（市役所1階）にあります。また、小平市ホームページからダウンロードもできます。

問合せ 市民協働・男女参画推進課☎042(346)9532



自主防災組織で備えを

自主防災組織は、地域の住人によって自主的に組織され、防災資器材などの備えや防災訓練などを行っています。市では、自主防災組織の防災資器材の整備や訓練に要する費用の一部を補助しています。自主防災組織の結成方法や補助の条件など、詳しくはお問い合わせください。



◆自治会で新しく設置する消火器など購入を補助

自治会で消火器などを購入して街頭に設置した場合、1か所につき費用の半額を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

対象 ▷国家検定合格証が表示されたA B C消火器（または同等の性能があると認められるもの）とその格納箱
▷誰もが、いつでも使用できる場所に設置する
▷自治会加入世帯10世帯につき1か所
※期限が切れた消火器の更新は対象外です。
補助額 設置1か所あたりにかかった費用の半分×設置箇所
※1か所あたりの補助額の上限は8,000円。

問合せ 防災危機管理課▷自主防災組織に関すること☎042(346)9519
▷消火器など購入の補助に関すること☎042(346)9813

認知症になる前に気をつけよう

いきいき認知症予防教室入門編

体を動かしながら頭を使う方法を学び、認知機能を鍛えます。
とき 8月27日(木) ①午前9時45分～10時45分、②午前11時～正午
ところ 健康福祉事務センター第3・第4会議室
対象 市内在住の65歳以上で認知症の診断を受けていない方
定員 各15人
内容 日常生活のできる認知機能の鍛え方についての講話
※受講終了者は実践編に申し込みます。
申込み 7月20日(月)から、希望する時間（①・②）を電話で問合せ先へ（先着順）

地域の認知症の方を見守る

認知症支援リーダー養成講座

認知症のこと、認知症の方への関わり方などを学びます。地域で認知症の方と家族を支えるひとりになってみませんか。
とき 9月4日(金)・24日(木)、10月9日(金)・27日(火)、11月24日(火) 午後2時～3時30分（10月9日は午前10時～11時30分） 全5回
ところ 福祉会館4階小ホール（10月27日は中央公民館講座室2）
対象 認知症サポーター養成講座を受講済みの方
※受講していない方は問合せ先へご相談ください。
定員 20人
内容 病気の理解、接し方のこつ、体験談、傾聴についてなど
申込み 7月20日(月)から、電話で問合せ先へ（先着順）

出張講座で認知症サポーター養成講座を受講できます

認知症サポーターとは、認知症やその家族を見守る応援者です。講座では、認知症を初めて学ぶ方向けに、接し方など基本知識を学びます。出張講座は、2人以上から受講できます。また、テレビ会議システム（ズーム）でも受講できます。詳しくは、お問い合わせください。



問合せ 高齢者支援課（〒187-8701 小平市役所）
☎042(346)9539、☎042(346)9498、✉kaigoyobo@city.kodaira.lg.jp